

外登法問題と取り組む全国キリスト教連絡協議会

ニュースレター

第 16 号

2011年8月15日発行

[事務局] 〒169-0051 東京都新宿区西早稲田 2-3-18 日本キリスト教会館 52 号室

[編集] 在日韓国人問題研究所 (RAIK)

☎03-3203-7575 FAX: 03-3202-4977 E-mail: raik.kccj@gmail.com

郵便振替: 00190-4-119379 口座名称: 外登法問題と取り組む全国キリスト教連絡協議会

ホームページ: <http://www.gaikikyo.jp>

「東日本大震災と外国人」を主題に 第 15 回国際シンポジウムを開催

7月25～26日、「東日本大震災と外国人―日・韓・在日教会の宣教の課題」を主題として、第15回外登法問題国際シンポジウムを在日韓国YMCAで開催した。このシンポジウムは、1990年から日・韓で交互に開催されてきたもので、今回は「韓国基督教教会協議会（韓国NCC）正義と平和委員会」と「韓国教会在日同胞人権宣教協議会」から8人、「外登法問題と取り組む全国キリスト教連絡協議会」の各地外キ連および各教派・団体から26人が参加した。

今回のシンポジウムでは、次のことを開催目的に掲げた。

- ①東日本大震災の被災者・被災教会への支援、とりわけ被災外国人への支援の現状と今後の課題について協議する。
- ②「韓国併合」から101年を迎えて、在日韓国・朝鮮人の1世紀にわたる歩みが「現在」に問いかけている意味を共有すると共に、いまだなされてない日本の歴史責任の課題を確認する。
- ③日本社会において周縁化され、脆弱な生活基盤すら金融危機と大震災によって奪われようとしている旧植民地出身者、移住労働者、移住者の困難な現状を直視し、日本と韓国における外国

人の法的地位と権利を保障する課題を、日・韓・在日教会の宣教課題として協議する。

洪性完さん（在日大韓基督教会総幹事）による開会礼拝のあと、佐藤信行さん（RAIK）の報告「東日本大震災と外国人住民」、李海学さん（韓国NCC正義と平和委員会委員長）の聖書研究「シリア・フェニキアの女の話をとおして見たこの時代の遠隔治癒の課題」、有川憲治さん（カトリック東京国際センター）の報告「被災地での外国人」、香山洋人さん（日本聖公会司祭）の発題「日本における宣教の課題と記念の神学」、パク・チョヌンさん（韓国NCC正義と平和委員会委員）の発題「キリスト教多文化運動としての地域社会多文化政治」を受けたあと、日・韓・在日教会の共同課題について協議し、共同宣言を採択した。

韓国教会からの参加者8人は翌日、被災した宮城県に向かい、東北ヘルプ（仙台キリスト教連合被災支援ネットワーク）や、宮城県国際交流協会などを訪問して、外国人被災者の状況をうかがいながら、これからの共同課題について話し合った。

【信】

◆「第15回外登法問題国際シンポジウム」共同宣言◆

2011年3月11日、日本の東北・北関東地方を襲ったM9の大地震とそれに伴う大津波によって、多くの人びとの命と生活が根こそぎ奪われた。南北500キロの広域にわたって市町村が壊滅的な打撃を受け、死者・行方不明者は2万人を超え、震災から4カ月を経た現在も9万人以上の被災者たちが避難生活を強いられている。さらに、福島第一原発の事故によって、大量の放射能を放出してしまう事態に至って、被災者たちへの支援は途方もなく困難で複雑なものとなってしまった。安全神話の虚構と慢心とが引き起こした人災の悲劇的結末を突きつけられ、私たちは今、深い悔い改めと根本的な社会変革、生き方の転換が迫られている。

被災者への支援と復興の課題は多岐にわたり、幾層にも重なっているが、その根底において問われているのは、人間一人ひとりの尊厳と繋がりを基盤に据えた社会を再生していくことである。人間同士の結びつきよりも、生産性や効率性を優先させてしまう社会は、暴力的であり、かつ脆弱である。復興し、再生されるべき社会の指標の一つは、外国人にとって暮らしやすいかどうかである。

震災発生から今日までの報道において、欠落してきたものは、被災した外国人の安否情報である。その事実は、日本社会が外国人住民を日常的に周縁化してきたことを物語っている。

そのことは、今日までの日本社会の過ちを映し出している。すなわち、敗戦より66年、戦争責任を曖昧にし、朝鮮半島やアジア諸国の犠牲者・被害者への戦後補償を放置したままに過ごしてきた日本社会の過ちと、日本が未だに植民地主義を克服できずにいることである。

私たちは、昨年、「『韓国併合』100年／『在日』100年」の節目を心に刻み、新たな決意をもって「101年目」を歩みだした。その直後に遭遇した今回の大震災。このあまりにも重大な問いかけを放つ「時（カイロス）」を、私たちはうけとめなければならない。そのような「時」を迎え、私たち日・韓・在日教会は第15回外登法問題国際シンポジウムを、東京の在日本韓国YMCAにおいて開催した。

資本の論理が暴走し、植民地主義が台頭するとき、人間は労働において細分化され、序列化され、移動を管理・監視される。そして労働力としての外国人は、多民族・多文化を背景としていながら、画一化され、同質化を強いられ、多文化の主体・交流の主体となることを阻まれ、分断され、排除される。

現在、日本においても、また韓国においても、外国人を監視し、非正規滞在者を社会的に排除する制度が構築されつつある。日本においては、新たな外国人政策としての入管法・入管特例法・住民基本台帳法が、2012年7月にも施行されようとしている。また韓国においては、2010年、米国・日本に次いで外国人の入国時における生体情報（顔写真・指紋）提供を義務づける法が制定され、これから実施されようとしている。私たちは、このような外国人管理制度に反対する。

今日の世界は、グローバル化した欲望に席卷され、多くの命が、差別と抑圧、搾取と収奪、憎しみの連鎖の危機に晒されている。しかし、その世界のただ中で、私たちは誰もが自らの尊厳を確認し、自らの命を喜びつつ、違いを認め合いながら交わることのできる和解の福音へと、招かれている。最も小さき人びとの傍らで神の国を宣言し、神と人びととを結び合わせる和解の主、イエス・キリストのもとで、私たちは共に生きよう。

私たちは、東日本大震災の被災者たちの人生の再建を心から祈る。そして、外国人被災者たちの人生もまた、そこにおいて共に立ち上がることを強く祈りつつ支援する。

私たちは、東日本大震災の犠牲者たちを心から悼む。そして、その中に、多くの外国人犠牲者たちの命があったことを心に刻み、主なる神の御手に委ねて祈る。

そして私たちは信じ、訴える。日本で震災に遭遇し、命を奪われ、日本でこの悲しみに直面している外国人住民を忘れ去ったままに、真の復興も、新しい社会の創造もなし得ないということ。

私たち日・韓・在日の教会は、東日本大震災の痛みを共にわかちあい、これから創生されていく社会が真

の多民族・多文化共生社会となるために、絶えず祈り、力を合わせて働く。

1. 私たちは、被災した外国人（在日韓国・朝鮮人および移住民）にかかわる情報を共有し、各教派・団体、各市民団体、各関係機関の支援活動と連携して、以下のことを行なう。
 - ①被災した在日韓国・朝鮮人高齢者に対して、生活支援を行なう。
 - ②日本人と結婚あるいは死別し、孤立している外国人被災女性に対して、精神的ケアと生活支援を行なう。
 - ③被災した外国人住民の子どもに対して、就学支援を行なう。
2. 私たちは、政府・自治体・関係機関に対して、外国人被災者に関する情報を開示・提供することとともに、以下のことを行なうよう求める。
 - ①被災者に対するあらゆる支援措置、保護施設・避難施設において、多言語による情報提供、通訳をつけての説明と手続きを行なうこと。
 - ②震災復興政策の策定と実施においては、これまでの経済成長至上主義をやめ、被災者一人ひとりの住まいと生活の再建を第一とする地域社会の復興、その中で外国籍の子どもたちの就学確保などを行なうこと。
3. 私たちは、今回の東日本大震災で露呈した、解決不可能ともいえる諸問題が、戦後日本の政治・経済・社会全体の根本的問題に起因すること、すなわち戦前の植民地主義を克服することなく自国民中心主義、経済成長至上主義に走ったことを確認し、以下のことを日本の政府と国会に求める。
 - ①日本の政府と国会は、東京電力福島第一原子力発電所の事故を徹底的に検証・究明し、その経過と結果を随時、日本のみならず世界に公表すること。
 - ②日本の国会は、1905年の保護国化の強要から1910年の韓国強制併合に至る一連の諸条約が無効であることを認め、植民地支配の罪責を追及し、謝罪する決議を行なうこと。
 - ③日本の政府と国会は、1923年関東大震災時の朝鮮人虐殺、朝鮮人強制連行・強制労働、靖国合祀、日本軍性奴隷とされた「慰安婦」など、「植民地犯罪」について、その当事者と遺族に対する謝罪と補償の立法と実施を、速やかに行なうこと。
 - ④日本の政府と国会は、在日韓国・朝鮮人など旧植民地出身者とその子孫に対して、「人権基本法」を制定するとともに、「外国人住民基本法」「人種差別撤廃法」「国内人権機関設置法」を制定すること。
 - ⑤2009年に公布された新入管法、すなわち外登法を廃止して外国人を管理／排斥する改定法は、外国人住民を労働力か否かとみならず非人間的な立法である。日本政府はその改定法の来年7月の実施を中止すること。
4. 私たちは、日・韓政府に対して、外国人への監視・人権侵害を強化する、入国／再入国時の外国人指紋・顔写真登録制度を中止するよう求める。
5. 私たちは、日・韓政府に対して、「すべての移住労働者とその家族の権利保護条約」の早期加入、非正規滞在外国人の合法化、難民申請者の在留資格付与を求める。
6. 私たちは、韓国教会「在日同胞苦難の現場訪問」を今後も継続する。
7. 私たちは、若い世代の交流とネットワークの形成、東アジアの和解と共生というビジョンを描く青年を育成するために、「キリスト者青年の旅」を再開する。
8. 私たちは、それぞれの教会が直面している問題を共有し、東アジアの和解と共生という日・韓・在日教会の共同課題を協議し、実践するために、国際シンポジウムを継続する。次回は来年2012年に韓国で開催する。

2011年7月26日 第15回外登法問題国際シンポジウム参加者一同／韓国基督教教会協議会正義と平和委員会／韓国教会在日同胞人権宣教協議会／外登法問題と取り組む全国キリスト教連絡協議会／日本キリスト教協議会在日外国人の人権委員会

東日本大震災と外国人住民

●佐藤信行（在日韓国人問題研究所）

1. 10年前の国連勧告

地底から突き上げる激震、海底から押し寄せる真っ黒な大波。

3月11日、東北と北関東の沿岸を襲った大地震と津波、そして原子力発電所の事故。未曾有の天災と人災によって、多くの人びとの命と生活が一瞬のうちに根こそぎ奪われた。それから4カ月、死者15,550人、行方不明者が5,344人に及ぶ。

震災直後から政府・自治体・関係機関をはじめ、キリスト教会や市民団体、「在日」民族組織（在日大韓民国民団、在日本朝鮮人総連合会）、労働組合などが被災地に向かった。また韓国教会をはじめ、海外からも救援の手がさしのべられた。

しかし支援の手は、高齢者や子ども、障がい者、外国人など「震災弱者」のところまで、まだ届いていない。

被災者への支援を阻んでいるのは、今なお収束しない原発事故によってである。

「委員会は、原子力発電所で事故が生じているとの報告があること、そのような施設の安全性に関して透明性が欠けており、必要な情報公開が行なわれていないこと、原子力事故の防止とその対応に関して全国規模および地域規模の事前準備が行なわれていないことを、懸念する」
「委員会は、原子力発電施設の安全性に関わる問題について透明性を向上させ、関係住民に対してあらゆる必要な情報を公開することを勧告し、さらに締約国に対して、原子力事故の防止と事故に対する早期対応のための準備計画を改善するよう促す」

これは、2011年の今のことではない。10年

前の2001年8月31日、国連の社会権規約委員会が懸念し、日本政府に勧告した総括所見の一節である。

つまり、日本政府はこの10年間、国際社会の懸念と勧告を無視し続けた結果が、今回の原子力発電所「崩壊事故」なのである。

2. 大震災前・後の在日外国人

(1) 多国籍化・多民族化の進行

いま日本に住む外国人は、2010年末現在、2,134,151人となる。この他に、超過滞在などの非正規滞在者が78,488人。在日外国人の出身国数は191カ国に及び、ほぼ全世界から来ていることになる。

国籍別の数は、中国（台湾と香港を含む）687,156人、韓国・朝鮮565,989人、ブラジル230,552人、フィリピン210,181人、ペルー54,636人、米国50,667人……と続く。

また在留資格別の数は、「永住者」565,089人、「特別永住者」399,106人、「留学」201,511人、「日本人の配偶者等」196,248人、「定住者」194,602人、「家族滞在」118,865人……などとなる。

居住している都道府県別に見ると、東京都418,012人、大阪府206,951人、愛知県204,836人、神奈川県169,405人、埼玉県123,137人、千葉県114,254人、兵庫県100,387人……と集中しているが、それ以外の日本全域の町・村において在日外国人が労働し生活している。

日本社会は1990年代以降、このように「多国籍化・多民族化」が進行している。しかし日本では、諸外国では設けられている基本的な人権法制

度が未整備のままである。諸外国——たとえば韓国では、ここ10年、国内人権機関（2001年、国家人権委員会）、永住外国人の地方選挙権（2005年、公職選挙法改正）、外国人基本法（2007年、在韓外国人処遇基本法）、国際結婚家族への支援（2008年、多文化家族支援法）、重国籍の部分的容認（2010年、国籍法改正）を実現してきた。しかし日本では、いずれも実現していないのである。

（2）出国せざるをえなかった外国人

震災の翌日、3月12日から4月8日までの約1カ月間で、日本を出国した外国人——すなわち被災地の外国人だけではなく、被災地以外に住む外国人／たまたま日本を観光などで訪れていた外国人を含めて、日本を出国した外国人の数はじつに531,370人となる。そのうち再入国許可をとって出国した数は302,490人。このことは、多言語による正確な情報を得られず、不安にかられて多数の外国人が出国したことを物語る。

いっぽう、この期間において「出国した外国人数⇒入国（再入国）した外国人数」を在留資格別で見ると、観光など「短期滞在」が出国187,246人となり、以下、次のようになっている。

- ・「永住者」出国73,460人 ⇒入国43,161人
- ・「留学」出国70,170人 ⇒入国47,904人
- ・「家族滞在」出国42,629人⇒入国14,207人
- ・「日本人の配偶者等」

出国27,570人⇒入国14,262人

- ・「技能実習」「特定活動」

出国23,395人⇒入国8,340人

つまり「永住者」「日本人の配偶者等」のほとんどは、日本に生活基盤をもっているが故に、いったん母国などに帰国して、短期間のうちに再入国したことを示している。彼ら彼女らは、被災地から離れていても、余震が続き、原子力発電所の崩壊による日本社会の混乱が続き、そのうえ多言語による正確な情報伝達がなされない中で、日本を出国する、一時避難することを余儀なくされたのである。

3. 被災した外国人の安否確認

被災した青森・岩手・宮城・福島・茨城の5県に住む外国人は、2011年3月現在、91,147人

である（表1）。そのうち「災害救助法」が適用された市・町・村に住む外国人は75,281人となり、その内訳は中国27,755人、韓国・朝鮮12,199人、フィリピン9,617人、ブラジル7,270人、タイ3,859人……と続く。その居住地は、154の市・区・町・村の広範囲に及び。

被災した5県には、外国人の集住地域がまったくない。留学生などが集中している盛岡市・仙台市・福島市・いわき市・水戸市・つくば市を除いて、在日外国人が5県にわたって広く散在して暮らしていた。したがって、まず安否確認が困難を極めた。

《発生から1カ月半がたった今も、外国人犠牲者の全容を把握し切れずにいる。警察庁によると、14,000人を超える死者のうち、身元が確認された外国人は23人。死亡者の国籍は、韓国・朝鮮10人、中国8人、米国2人、カナダ、パキスタン、フィリピン各1人。発見場所は宮城県が最も多く14人、岩手県が5人、福島県と茨城県がそれぞれ2人だった。

犠牲者はさらに増えるとの見方もある。入国管理局関係者は「外国人全体の不明者は約50人」と指摘。中国の駐日大使館は、中国人約40人が行方不明としており、外務省を通じて警察に名簿を提出し、確認を急いでいる。韓国も「滞在人口を考えると、不明者がまだいてもおかしくない」（駐仙台総領事館）とみる。宮城県警の相談窓口には、少なくとも100人以上の外国人について安否確認の相談が寄せられている》（時事通信2011年4月25日）

4. 外国人被災者の実相

（1）中国人などの「技能実習生」

被災した5県の中国人32,289人のうち約13,000人が、「研修」「特定活動」、「技能実習」（昨年7月から新設）という在留資格の外国人研修生・技能実習生である。彼ら彼女らのほとんどは、“時給300円”の低賃金で、水産加工場など地場産業を支えてきた。

震災後すぐに中国大使館などが安否確認と帰国の手配をしたこともあって、「被災地6県約21,000人の技能実習生のうち、約6,000人が

帰国」という報告がある（『国際人流』2011年6月号）。しかし、残った15,000人に対しては、母国語相談ホットラインを設けること以上のことはなされていない。

また法務省資料から、岩手・宮城・福島の3県における「技能実習生」数の、震災を挟んだ1カ月間の推移を見ると、次のようになる。

（2月末現在数）4,758人

⇒（3月末現在数）2,455人

確かに政府は、震災直後に約半数が帰国したことを把握できても、岩手・宮城・福島県下の3月末現在数2,455人の全員について安否を確認しているわけではない。厚生労働省と国際研修協力機構によると、外国人研修生・技能実習生の死亡は確認されておらず、宮城県東松島市のカキ養殖場で働いていた中国人技能実習生2人が行方不明であるという。

（2）ブラジル人、ペルー人の「派遣労働者」とその子どもたち

被災した5県のブラジル人とペルー人は、ほぼ茨城県に集中し、その数は8,441人、2,007人となっている。在留資格は「定住者」（日系ブラジル人・ペルー人三世など）、「日本人の配偶者等」（日系二世など）、「永住者」が大半を占める。その多くは、派遣労働者として製造業の工場などで働いていた。しかし震災後、工場休業・閉鎖などで帰国したブラジル人はいたものの（3月12日～4月8日の間に日本を出国したブラジル人は、約230,000人のうち7,472人）、その多くは日本に残った。しかし、被災地の彼ら彼女らの雇用状況が今どのようなになっているのか、まったく把握されていない。

また、被災した5県では、ブラジル人の就学年齢の子どもの数は1,113人となり（2009年統計）、中国人の子ども891人や、韓国・朝鮮人の子ども784人を上回る。震災によって茨城県下のブラジル学校1校が休校となったが、ブラジル人の子ども全体の就学状況がどうなっているのか、調査がいまだなされていない。

（3）「在日」一世・二世・三世・四世

被災した5県の韓国・朝鮮人14,007人のうち、約6,500人が、戦前から日本に住み日本で生ま

れ育った「特別永住者」の在日一世・二世・三世・四世である（台湾人の特別永住者は5県で30人以下）。

2005年の国勢調査によると、日本人の完全失業率が7%であるのに対し、在日韓国・朝鮮人の失業率は男性11%・女性12%にもなる。この数字は、今なお克服されていない、厳然たる民族差別の実態を示している。10年前、20年前に比べれば、たしかに在日二世・三世がさまざまな職種に進出している。しかしそれでも、在日韓国・朝鮮人の多くが、失業し、あるいは就業領域を狭められて、自営業を営むか、同胞企業に職を見つけることしかないのである。

在日韓国・朝鮮人のこの中小・零細な規模の自営業も、2008年の金融危機につづく今回の大震災で、壊滅的な打撃を受けた。とりわけ被災地においては、そうである。

特別永住者の居住地を<表2>で見ると、八戸市204人、盛岡市316人、仙台市1,489人、福島市114人、会津若松市146人、郡山市394人、いわき市245人、水戸市674人、日立市218人、土浦市195人、取手市130人、つくば市327人と都市部に集中する一方、5県のほぼ全域の市・町・村に1人～80人ずつ居住していたことがわかる。いわば、地域社会にひっそりと暮らしていたのであり、被災後さらに孤立していることが危惧される。そこには、「在日」民族組織の支援がまだ届いていない。

しかも、被災した5県に住んでいた在日韓国・朝鮮人の15%近くが、65歳以上の高齢者であり、彼ら彼女らのほとんどが「無年金」である。また、関西などの各自治体では、無年金の外国人高齢者・障がい者に対して「福祉給付金」として月額10,000～20,000円を支給しているが、青森県では0、岩手県では1市・1村、宮城県では1市、福島県では0、茨城県では9市・2町が月額3,000～10,000円を支給しているだけである。つまり、被災した在日韓国・朝鮮人の高齢者のほとんどが、無年金のまま放置されてきたのである。

いま被災地では、高齢者の自立生活と介護が大きな課題となってきているが、とりわけ在日韓国・朝鮮人の高齢者は、さらに深刻な問題とならざるをえない。

(4) フィリピン人、タイ人、中国人、韓国人の 「日本人の配偶者」

震災5県でのフィリピン人は 12,574 人である。その在留資格別数字はないが、2009 年統計の全国平均から推算すると、「永住者」約 5,200 人 (40%)、「日本人の配偶者等」約 2,800 人 (22%)、「定住者」約 2,300 人 (18%) となる。その多くは、日本人と結婚して在留資格「日本人の配偶者等」となった人、次いで永住資格を取得した人、あるいは離婚して「定住者」の在留資格となっている人と考えられる。またタイ人 5,242 人も、同様に「日本人の配偶者等」「永住者」「定住者」が多いであろうと考えられる。

2009 年統計では、中国人の「永住者」は震災5県で 6,431 人、「日本人の配偶者等」は 2,887 人となる。また韓国人の「永住者」は 2,320 人、「日本人の配偶者等」は 1,444 人、「永住者の配偶者等」(特別永住者の在日韓国・朝鮮人と結婚した韓国人)は 51 人となる。これら中国人と韓国人の「永住者」の半数近くは、日本人と結婚して永住資格を取得した人と考えられる。

すなわち震災5県には、1990 年代以降、日本人と結婚して暮らしていたフィリピン人、タイ人、中国人、韓国人の女性たちが多数いるということである。在留資格が「日本人の配偶者等」「永住者」「定住者」となっている外国人の居住地を、<表 2>で見ると、八戸市や盛岡市、仙台市、福島市、水戸市など都市部に集中する一方、5 県のほぼ全域の市・町・村に 2 人~80 人ずつ散在していることから、そのことが推測できる。

彼女たちは、震災による過酷な現実を、どのように直面しなければならなかったのだろうか。

「嫁不足に悩む農村や漁村に自治体や仲介業者のあっせんで嫁いだ外国人妻。東日本大震災で大津波に襲われた東北地方沿岸部ではこうした女性も数多く被災した。」

宮城県石巻市に住むフィリピン国籍の R さん (43 歳) は漁港近くの自宅を津波で流された。漁業用品店を営む日本人の夫 (59 歳) と義父 (91 歳) の行方は今も分からない。自身はパート先から帰宅途中で津波に襲われ、電柱の上で濁流をやり過ごしたが、自宅は跡形もなく消えていた。がれきが散乱する町を 3 日間、何も食べず

に捜し歩いた。携帯電話を落とし、外国人登録証やパスポートも紛失。母国の親族への連絡の取り方も分からない。不安で泣きながら、やっとたどり着いた避難所で炊き出しのかゆを食べ、初めて横になって寝た。

来日して 9 年になるが、友人は少なく、日本語の読み書きも十分ではない。「何をしたらいいかわからず、パニック状態だった」。途方に暮れているところを、宮城県国際交流協会の職員に声を掛けられ、石巻市で日本語教室を開く男性の助けで見舞金 10 万円を受領。領事館で身分証明書を発行してもらい、被災証明書の申請なども済ませた。R さんは「生活は楽ではなかったが、見合い結婚した夫とは仲が良く、義父との関係も良好だった」と振り返る。震災 2 日後の 3 月 13 日は 9 回目の結婚記念日。久しぶりに 2 人で外食する予定だった。夫の亡きがらを求め、今も遺体安置所に通う。「頑張るしかない」。自分に言い聞かせるようにつぶやいた。

同協会によると、県内の外国出身者の約 4 割は中国や韓国、フィリピンなどから来た外国人妻。沿岸部などに住み、横のつながりもなく、日本語ができない人も多い。

震災で夫が死亡し、日本人親族との折り合いが悪くなったりするなどのトラブルもあるといい、同協会の大村昌枝企画事業課長は「国際結婚家庭の脆弱な地盤が、震災で液状化している。サポート体制の構築が必要」と訴えている(時事通信 2011 年 4 月 25 日)

4. 私たちの課題

「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」

私たちは、日本国憲法の前文で定めるこの「平和的生存」を、いま一度、確認したい。

私たちは 1980 年代から、「教会の宣教課題」として外国人の人権獲得をめざして取り組んできた。そして今、私たちは各教派・団体ごとに被災地支援、被災者支援に向かっている。

しかしこの 4 カ月間、政府の混乱、現場での混乱の中で、日本人被災者も、外国人被災者も、ま

すます困難を極めている。

その渦中であって、外国人被災者に対する私たちの喫緊の課題について、考えてみたい。

<緊急に取り組むべき課題>

- ①外国人被災者に関わる情報を共有し、各教派・団体、各市民団体の取り組みと連携する
- ②被災した在日韓国・朝鮮人高齢者に対する調査を行ない、生活支援の具体的方策を追求する
- ③日本人と結婚／死別した移住女性（外国人被災女性）に対する調査を行ない、精神的ケアと生活支援の具体的方策を追求する
- ④被災した外国人の子どもに対する調査を行ない、就学支援の具体的方策を追求する

<政府・自治体・関係機関に対する緊急要請>

- ①政府・自治体が持っている外国人被災者に関する情報を開示・提供するよう求める
- ②外国人被災者への支援方策を市民団体・教会関係機関など民間団体と恒常的に協議するよう求める
- ③被災者に対するあらゆる支援措置において、多言語による広報と、通訳を付けての説明を行なうよう求める
- ④被災した外国人の子どもの就学を確保すべく、あらゆる措置を講じるよう求める
- ⑤被災地にある外国人学校（朝鮮学校、ブラジル学校）に対する緊急支援を行なうよう求める

終わりになき始まり

●吉高 叶 (日本バプテスト連盟栗ヶ沢バプテスト教会牧師)

4月23日の『朝日新聞』の夕刊に次のような記事が小さく掲載された。千葉市に住む松木レナちゃん(7歳)が、「どうして日本の子どもは怖くて悲しい思いをしなければならないの」とビデオレターでローマ法王に尋ねた、という記事だ。

法王ベネディクト16世は、「わたしにも分からない。自問している。答えはないかもしれない。ただ十字架にかけられたキリストも罪なくして殺される苦しみを味わっておられた。神はいつもあなたそばにいます」と答えたということだ。つまり、明快に答えることは、法王にもできなかったし、そうだろうと思う。

「どうして、なにゆえに、この苦しみは起こったのか。」この問いに対して、誰も一般的に答えることなどできない。そして、「一般的な答え」は無いのだと思う。

心ない政治家が「天罰」と言った。言葉は違いますが、「神の裁き」と語った著名牧師もいた。しかし、イエスを私たちに与え、罪人を赦し受け入れる神が「天罰」をくださるのだろうか。

「教訓を与えるために」と言う人もいる。もちろん、教訓にしなければならないことはたくさんあるだろう。しかし、人間が教訓を学ぶために、今回の大震災は引き起こされたのだと、果たして言うことができるだろうか。

「苦しみにあったことは、私に良いことです」(口語訳)と詩編の詩人は語り、ヨブは「主が与え、主が取られたのだ。主のみ名はほむべきかな」と語る。しかし、これも自らの告白として心撃たれる言葉ではあるが、他者の苦しみの意味や、一般的な苦しみの意味についての答えにはならないのではないかと。そう。一般的な答えに行き着くことはきっとできないだろうと思う。しかし「答えが無いのではない」と信じたい。一人ひとりが、その苦しみに喘ぎながら受けていくもの、出会っ

ていくものの中に、それはあると。



新聞やTVでは、「あのとき、生と死の明暗がどのように分けられてしまったのか」というドキュメントが流されている。読むたびに、観るたびに、心が痛み涙がでる。たとえば、娘と二人の孫が乗り込んだ車が、自分の目の前で津波に呑まれていくのを、階段の柱にしがみつきながら見送るしかなかった祖母の慟哭……。それに等しい経験に突っ込まれながら生きのこった人々はたくさんいて、それら犠牲者の家族にのし掛かっている、ある種共通の、そして極めて根源的な痛みがあるように思われる。

その一つが、「愛する者の死、このあってはならない苦しみを、人はいかにして受容していくのか」「そもそも、それは受容できるのだろうか」という問いである。そしてもう一つは「生きのこったことへの『罪責』と、生きていくことへの『なぜ』」という問いである。

「どうして自分が生きのこり、隣にいた人は死んだのか。」その分け目に、何か理由はあるのだろうか。おそらく答えは見つからない。

「自分が死ねばよかった。愛する娘に代わって、孫たちに代わって、年老いた自分が死ねばよかった。」自分より若い家族を亡くした年長者の多くは、そのように、生きのこったことに罪責の念を抱いておられる。自らも被災者・被害者であるにもかかわらず、背負わされてしまう罪責感・罪意識。この罪意識は、盗みを働いたとか人の道にはずれたとかのそれとは異なり、「自分の存在そのものがはたしてゆるされるのか」という存在論的な罪責感だと言えるかもしれない。

「私は生きていて良いのだろうか……」



しかし、思うに、これは被災者たちに特別な問

いなのだろうか。もしかしたら、人生において一人ひとりがどこかでいずれ必ず問われる問題ではないのだろうか。

今回、私たちは1万5000人に迫る犠牲者たちの大量死の事実の前に、「悲惨」「悲劇」を強烈に感じ、そして「不慮の死」「不条理な死」をとてとても強く印象づけられている。たしかに、こうした大災害による死は特別のここのように感じるし、こうした大量死はそう起こってたまるものではない。しかし、死とは多くの場合、人間にとって「不慮の死」、「思いもかけない死」なのではないだろうか。

クレーン車に轢かれて亡くなった6人の小学生たちも、あまりにも突然の不慮の死だ。ユッケを食べて亡くなった4人の人々も、思いもしなかった死を身に受けた。そのような交通事故（事件）、中毒事故（事件）にしても、そして突然の不治の病の宣告にしても、それらは人間にとって「不慮」の出来事であり、そうしたことのすべてがわかり、思うままに人生を設計することは人間にはできない。そして人間は、誰も必ず死に、どうしても、愛する者との別れを経験しなければならない。だとすると、いま、衝撃的なかたちで犠牲者たちの家族が直面している生と死のテーマは、私たち人間すべてにとっての生と死のテーマでもあるのではないか。



人生には、思いがけないこと、不条理としか思えないことがある。だから苦しみ、途方に暮れる。もとより誰もが死に直面することを避けることはできないのだ。だから私たちは、こうした苦悩を、「被災者特有の苦しみ」として対象化せず、共に問い続けるべき問いとして、どうしても向き合わねばならない自分の問題として、一緒に呻いていかねばならないのではないか。そして人生には、根源的に「生の苦しみと、死と、ゆるし」の問いがあることを知り、その問いの前で頭を垂れ、そのことにまつわる「言」を求め続けなければならないのだ。そのような問いを次第に忘れてしまったり、わかったかのように一般論的に説明したりするのでなく、「一人ひとりが、自分なりの答えと出会っていくことができるように」と祈りながら、自分の「生と死とゆるし」に想いをいたすこと。それが、生きるものどうしとしての「つながり」

なのではないのだろうか。そして、そこにおいて、わたしたちは「生と死とゆるし」の主、イエス・キリストを見いだすのである。



主イエスの十字架にいたる生涯を見つめるとき、彼が背負っておられたものこそ、人間の「生の苦しみ」と「生きていくゆるし」の問題ではなかっただろうか。「なぜこんな苦しみがあるのか」、そして「わたしは生きていいのか」。この問い、この呻きを背負いながら、そこに慰めとゆるしと祝福を注ごうとすることではなかっただろうか。十字架の出来事は、神がこの「苦悩と死の人生」を味わい賜うことであり、神が「わたしが生きることをゆるし」、わたしを「生きることへと招く」という出来事なのだ。

「父よ、なにゆえ！」と十字架上で絶叫するイエス。

「父よ、彼らをおゆるしてください」と十字架上で祈るイエス。

「父よ、御手に委ねます」といって十字架上で絶息するイエス。

あの十字架で死ぬ主イエスが、釘付けられているが故に動かすことさえできなかった、その腕に抱いていたものこそが、「人間の生の苦悩と死」「生きていくことのゆるし」だった。そんなイエスの十字架が私たちとつながっているからこそ、十字架とつながって起こったイエスの復活もまた、私たちとつながっているのだ。

東日本大震災。こんな超弩級の衝撃にさらされて、私たちはこの悲嘆の中に沈み込みそうになっている。しかし、この嘆きと悲しみの中にこそ、「飼い葉桶と十字架」の意味が隠されているし、この嘆きと悲しみに関係するために主イエスは十字架につけられたのだ。そして、そこに光を与えるために主が復活されたのだということをおぼえ、私たちは、主イエスの復活の光の中で、その光に犠牲者たちを委ね、追悼し、記憶し、いたんていこう。



私の住む町の、町内会の看板に、今も鮮烈なポスターが貼られている。日本赤十字社の募金のポスターだ。レスキュー隊のいでたちに身をつつんだ男女数人が、力強く正面を向いている。そしてその下には、大きな文字で、「人間を救うのは、人

間だ。」とある。このポスターを初めて見たとき、あまりの衝撃に、掲示板の前で、数分間立ちつくしてしまった。

「いま、人間の協力が必要だ！」「救難のために、人間の力を集めよう！」。それならば、わかる。が、人間にとって「救いとは何か」が、まさに根源的に問われているところで、しかも、まさに人間の奢り高ぶった「文明」が暴走し、人間を苦しめ続けている真っ最中に、「人間を救うのは、人間だ。」!? ……。このポスターは、きっと見る人に「支援への喚起」を促したいのだということはわかるが、そうだとしても、私には、どうしてもこのフレーズを使うことはできない。ようやく遺体安置所で本人確認をし、やっとの思いで火葬をし、しかし遺骨を納める場所はなく、体育館の避難所スペースの枕元に置いたまま、怒濤のように襲い来た「死」に想いをめぐらせ、あまりにもかぼそい「生」をたぐりながら今を耐えている人々の傍らで、いったい誰が「あなたを救うことができる」などと言えるだろうか。「人間を救うのは、人間だ。」……そのはなはだしい傲慢から離れ、まずは一緒に途方に暮れながら、「神よ、救いとは何ですか」「主よ、救いをください」「しかし、あなたの慈しみと憐れみを信じ、あなたの救いの手の中に、すべての人々の命をお委ねします」と、うなだれて、すがりついて、祈るしか無いのではないのか。それが、「弔う」ということであり、それが「自分自身のためにも」しなければならないことなのではないのだろうか。



しかし……。しかし、「三日目の朝」を共に迎えてくださいと、私たちは祈りたい。「終わりの場」が「始まりの場」につくりかえられてしまった「三日目の朝」を。

「終わった」としか思えない場面、「もう何もしてやれない」とうなだれる場面で、始まった「いのち」があり、始まった「かわり」があったあ

の出来事を、私たちにも与えてください、と。葬られた場所が、人間が新たに生きる場所になる。これが福音、これが希望。そして、わたしたちは、この復活に与るのだと宣言され、招かれている。普通、始まりがあれば、必ず終わりがある。ところが、「始まる」ということが決して無くなってしまわない「始まり」があるという。そんな「終わりなき始まり」があるのだと、復活の主は呼びかけてくれている。

確かに死は一つの終わりだ。多くの犠牲者たちにとって、その家族にとって、死は大きな何かの終わりだ。その「終わり」を悲しみ、怒り、喘ぐ。そして悼み、弔う……。

しかし、それでもなお、その大きな何かの終わりの場所から、生まれてくる始まりがある。どんなに、人間の心と想いが、そして、人の世の経験が、「もう始まらないぞ」と首を横に振っても、終わりの場面で始まろうとする何かがある。墓の中よりイエスをよみがえらせたことを通して、神が人間を照らした復活の光だ。その復活の光は、十字架と墓をたどらねばならなかったけれど、だからこそ終わる場（墓）を、始まる場に変えられたのだ。

人間は苦しむ。人間は悲しむ。人間は終わり、別れなければならない。しかし、人間のいのちは「終わり」に閉ざされるのではない。いつも、始まりに招かれ、始まりに包まれ、始まりに向けて造られていく。

信じよう。聞かされているこの「終わりなき始まり」を。この光の中で嘆き、この光の中で弔い、この光の中でつながり、この光の中で祈っていこう。命が、新しい人生が、新しい生活が、始まっていくように、と。終わりの場から、なにごとかが、きっと始まっていくように、と。

* 日本バプテスト連盟宣教研究所『宣研ニュース』
第 84 号から転載

「多民族・多文化共生」キリスト者青年現場研修プログラム 「第 4 回青年の旅」を来年に延期しました

◆2008 年より 5 カ年計画として始められた「青年の旅」は、今年夏に第 4 回目をおこなうため、準備を進めてきました。◆しかし、3月11日の東日本大震災で、各地外キ連および各教派・団体が、被災者支援の活動を進めていくという状況を受けて、今年夏の実施を、来年夏に延期することにしました。

